

2018年12月1日

学会会員各位

日本農業教育学会選挙管理委員会

委員長 市橋 秀樹

### 日本農業教育学会評議員選挙（第11回）の実施について（公示）

日本農業教育学会役員選出および選挙に関する規定（2018年10月19日改訂）に基づき、2019/2020年度の評議員選出のための日本農業教育学会評議員選挙を実施します。すべての会員有権者が選挙権を行使され、公正かつ実効ある選挙へのご協力をお願い致します。

#### 選挙方法:

下記の「1.投票の方法」に従った、無記名投票による直接選挙とします。投票の手段は郵送とします。

#### 選挙期間:

本公示より当選者の決定までと定めます。**投票の締め切りは、2019年1月30日とします（消印有効）**。投票終了後、直ちに事務局にて正会員1名以上の立ち会いのもとで開票します。開票結果は、次期総会及び学会誌第50巻第1号（2019年5月発行予定）の記事において公表されます。

なお、本選挙後ただちに、新評議員による会長選挙を実施する予定です。

#### 1. 投票の方法

- (1) 投票を、同封した**選挙管理委員会の押印がある指定の用紙**を使用して行ってください。それ以外の用紙での投票は、全て無効となります。
- (2) 同封の評議員有権者名簿兼投票用紙に記載された**各選挙地区の中から定数分を選択し、その氏名の左欄に○印**を記入して下さい。これは**北海道から九州・沖縄地区までの7地区すべて**について行ってください。なお、用紙は**無記名**とします。

- (3) 記入した投票用紙を折りたたんで投票用紙入れ（小さい方の白封筒，無記名）に入れ，その封筒をさらに返信用封筒（大きい方の茶封筒）に入れて厳封し，表側の下欄に住所氏名を必ず記入して投函して下さい。

## 2. 投票上の注意

- (1) 上記「投票の方法」に示した手続きが守られない投票は，全部または一部が無効となります。
- (2) 有権者の地区割りを，現職の場合には勤務先の，また無職および元職の場合には自宅の，それぞれの所在地によって行っています（いずれも選挙公示時点での事務局に届け出ているもの）。
- (3) 選挙権・被選挙権は，選挙公示時点での正会員に限ります。ただし，2018 年度までで退会が確定している者および 3 年以上会費を滞納している者は除きます。
- (4) 投票用紙に，○印が地区の定数より多く記入されている場合，その地区に限り全て無効となります。逆に，定数に満たない場合，○印をつけたものについては有効となります。また，○印以外の印や欄外への記入は，無記入とみなします（形がいびつであっても○印と判断できる場合には○印とみなしますが，できるだけ正確にご記入願います）。
- (5) 投票されていない（○印が全くない）地区が含まれる場合には，その地区のみ投票されていないもの（白票）として取り扱います。

なお，役員選出および選挙に関する規定に明記されていませんが，当選者が評議員への就任を辞退した場合や会員資格を失った場合には，同一地区の次点者を繰り上げ当選とします。

その他，選挙に関する詳細に関しましては，学会誌第 49 巻第 2 号（2018 年度）の役員選出および選挙に関する規定（94 ページ）を参照して下さい。また，選挙についての問い合わせにつきましては，学会事務局（庶務幹事）の井上博茂宛にお願いいたします。

(以上)